

外国人の国保保険料収納状況の把握・入管庁との連携について

1. 自民党外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会提言（抜粋）

（2）外免切替手続・社会保障制度等の適正化

② 外国人の税・社会保険料の未納付防止等の取組

・市町村において外国人の国民健康保険料の滞納情報を把握するためのシステム改修を行うなど、出入国在留管理庁が関係行政機関等から未納付情報の適時適切な提供を受けられるよう必要な措置を講じるとともに、同情報を在留審査に有効活用するなど国と自治体が連携し、情報共有するなど未納防止に必要な仕組みを早急に構築すること。また、税の未納付防止についても、マイナンバーの活用等の実効的な措置を講じること。これらの措置と併せて、未納がある場合には、新規の上陸申請及び在留期間の更新等において厳格な審査を行うこと。

2. 課題

① 外国人の国民健康保険料の収納状況について、全国的な実態把握ができていない（※1）。

（※1）独自に把握を行っている自治体に対し聞き取りを実施したところ、集計を行った約150自治体における外国人の収納率は63%であった。なお、同じ約150自治体の日本人も含めた全体の収納率は93%、全国の日本人も含めた全体の収納率は94%。外国人の収納率は「外国人世帯主の世帯に係る収納金額／外国人世帯主の世帯に係る総賦課額」の数値であり、時点は令和6年12月末時点が基本。

② 在留外国人の在留審査時に、保険料の納付状況を確認する体制が取られていない（※2）。

（※2）国民健康保険料の納付状況（納付期限から1年を経過する滞納があり、自治体において滞納処分を尽くしてもなお未納額の回収が不可能な場合）を市町村から地方出入国在留管理局に情報提供し、在留審査時に活用するという取組が一部行われているが、令和7年6月末時点で、当該取組を導入しているのは68市町村にとどまる。この取組を通じ、令和3年1月から令和7年2月までの間に納付状況に係る情報提供が行われ、その後在留資格の変更・更新の許可・不許可等の処分を受けた者のうち、保険料を納付するなどして、変更・更新許可を受けた者の割合は93.4%。その他の者は、保険料未納等の理由により不許可等処分がなされ、許可を受けていない。

3. 対応方針

- 
- ① 市町村において、外国人の国民健康保険料の滞納情報等を把握するためのシステム改修を行った上で、全国的な実態調査の実施に向けた調整を進める。
 - ② 入管庁が関係行政機関等から未納付情報の適時適切な提供を電子的に受けられる仕組みの構築について検討。